平成２４年（フ）第３０７号
札幌市北区屯田７条５丁目６番18号
債務者　和田　俊之
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７９号
札幌市西区八軒２条西２丁目６番14号　ハイツさくらい203号
債務者　森田　繁明
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０７号
札幌市白石区東札幌３条２丁目１番57―608号
債務者　今北　由実
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７５号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番23―1211号
債務者　工藤多華子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５号
群馬県高崎市中泉町620番地７　シティハイツトレニア306号
債務者　田村眞由美
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１４１号
沖縄県那覇市おもろまち３丁目４番７号　ニューベリーハウス203
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４５８号
川崎市宮前区神木本町２丁目19番６号　フルール三神三番館506、前住所神奈川県茅ヶ崎市円蔵2090番地８
債務者　中島美津江（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８５号
横浜市戸塚区戸塚町1312番地１　エスポワール203号
債務者　菊池　泰也
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２５号
横浜市港南区港南台１丁目27番11―103号
債務者　荒巻　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２号
東京都八王子市千人町３丁目７番１号黒沢第２ビル302号
債務者　里　　正充
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７９号
東京都青梅市長淵３丁目186番地の１エスペランサ平野203
債務者　西島　清美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３２９号
東京都稲城市矢野口577番地の１プロニティ多摩Ⅱ101
債務者　石　真由美（旧姓虎岩）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７７号
岡山県備前市大内609番地
債務者　甲斐　鈴子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１６９号
東京都江戸川区一之江３丁目９―８　3109壱番館103
債務者　市川　春美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１７２号
東京都八王子市椚田町509―２―302
債務者　本名いづみ
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１８５号
東京都北区滝野川４丁目19―17
債務者　文屋　正明
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部